

事務連絡
令和3年3月29日

就労移行支援事業所 管理者 様
就労継続支援事業所 管理者 様
自立訓練事業所 管理者 様

神戸市福祉局就労支援担当部長

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業等の取扱いについて

標記の件につきまして、今般、厚生労働省から事務連絡（令和3年3月23日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第8報）」）が発出されたことに伴い、新型コロナウイルスの臨時的な対応として、下記のとおりとしますので、取扱いをご確認のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 令和2年5月8日付神戸市福祉局事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱いについて」の変更について

みだしの通知でお示ししたQ&Aに掲載されています「就労継続支援事業A型等における暫定利用期間を超えた後の支給決定期間の更新の取扱いについて」及び「就労移行支援事業等における標準利用期間を超えた後の支給決定期間の更新の取扱いについて」は、本年度（令和2年度）限りの取扱いとします。

このため、これらについては、令和3年4月以降は、下記4に示した内容を除き、従来の取扱いに戻ります。

2. 就労継続支援事業A型等における暫定利用期間を超えた後の支給決定期間の更新について

利用を希望する事業について、本支給決定の要否は①継続利用についての最終的な意向の確認、②継続利用が適切かどうか客観的な判断を行う暫定支給決定期間中（上限2カ月）に事業所が作成する「暫定支給決定期間の利用にかかる評価結果報告書」・アセスメント内容・個別支援計画書および支援実績により判断する従来の取扱いに戻ります。

- (1) 対象となるサービス

就労継続支援A型、就労移行支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

- (2) 従来の取扱いの対象となる者

令和3年4月1日以降に、本支給決定を行う者

※厚生労働省事務連絡（第8報）のとおり「就労継続支援事業B型における就労アセスメントの取扱いについて」も本年度限りの取扱いとします。

3. 自立訓練における標準利用期間を超えた後の支給決定期間の更新について
標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回）とする従来の取扱いに戻します。
 - (1) 対象となるサービス
自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
 - (2) 従来の取扱いの対象となる者
令和3年4月1日以降に、標準利用期間が終了する者

4. 就労移行支援における標準利用期間を超えた後の支給決定期間の更新について
 - (1) 新型コロナウイルスによる影響を理由とする就労移行支援における標準利用期間（2年間）の更新は、令和3年4月以降に就労移行支援の標準利用期間内での支援の終了を迎える利用者が、標準利用期間を超えてさらにサービス利用継続が必要であると認められる場合においては、令和3年4月以降、令和3年度中は、最大1年間の範囲内で「複数回」の更新も可能とします。
 - (2) 既に標準利用期間を超えて就労移行支援を利用している者のうち、3年目を終了する利用者がさらにサービスの利用を希望するときであって、各地域の労働市場の変化等に照らし、それまでの支援内容を踏まえ、新たに訓練等を行う必要がある場合においては、支給決定を行うことも差し支えないこととします。
 - (1)、(2)とも審査会の諮問を不要とします。
 - (3) 必要な資料について
新型コロナウイルスによる影響を理由とする標準利用期間の更新等について、事業所に提出を求める資料は以下のとおりです。
 - ・標準利用期間が設定されているサービスの支給決定更新にかかる評価結果報告書
および補足資料
 - ・直近のアセスメント（事業所任意様式）
 - ・直近の個別支援計画（事業所任意様式）
 - (4) 対象となるサービス
就労移行支援
 - (5) 対象となる者
令和3年4月1日以降に、標準利用期間が終了する者

5. 関連通知
厚生労働省「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い

等について（第8報）（令和3年3月23日付事務連絡）

http://new.cms.city.kobe.lg.jp/cms8341/a95295/syogai_corona/r02.html

ホーム > ビジネス > 事業者への各種案内・通知 > 障害福祉事業 > 新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省からの事務連絡等（令和元年度分） > 令和2年度

6. 参考 URL（本通知及び Q&A を掲載しています）

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/syogai_corona/r020319.html

ホーム > ビジネス > 事業者への各種案内・通知 > 障害福祉事業 > 新型コロナウイルス感染症防止に関連する事業所等の対応について（放課後等デイサービスを除く）

担当：【就労系サービス】 障害者支援課就労促進係 稲田・金子・伊藤
内線 950-3214

【自立訓練】 自立支援給付・医療係 児玉・近藤
内線 950-3241